

1 指定都市制度について

(1) 事務の移譲について

- ・指定都市への事務一元化の方向性が出された点、求めていた対象事務が明示された点を評価。

(2) 税源配分について

- ・新たな事務移譲に対し税源配分が検討の対象となっている点を評価。
- ・今後、道府県税の移譲について明確な方向が出されること。
- ・併せて、従来からの特例事務にかかる財政負担に対しても同様の検討をお願いしたい。

(3) 住民自治の強化について

- ・住民自治の強化と区の役割拡充は共通理解。従来から住民主体のまちづくりを実践。
- ・示された事項については、地域に応じた裁量・選択が可能となるようお願いしたい。
- ・区長の独立等については、一体性の確保、責任のあり方、組織の複雑化などの課題があると認識。

(4) 協議会の設置等

- ・「協議会の設置」、「指定都市から都道府県への事務の移譲」については、具体化にあたり指定都市との協議をお願いしたい。

2 特別自治市について

(1) 特別自治市の必要性

- ・二重行政の解消と大都市のポテンシャルの発揮を目的とした大都市特別区設置法が成立。道府県の規模や地域性に鑑み、全ての指定都市の選択肢として特別自治市が必要。
- ・海外においてもカナダのトロントなど一層制が存在。
- ・指定都市は、都市基盤整備から福祉・教育、防災分野まで計画・実働部隊も含めフル装備。ノウハウと蓄積を考えれば、大都市行政の一元化は指定都市が適切。
- ・その結果、産業・雇用面では、企業の育成と社会基盤整備の一体的総合的な実施が、また、福祉や教育等の一元化でトータルな子育てや地域福祉の実現が可能となる。警察業務においては地域防犯、交通問題など、地域と一体となった取り組みが効果的であり、広域犯罪は各県の本部間の連携で対応可能である。

(2) 道府県と指定都市間の事務の調整

- ・原則、全て特別自治市が執行。暫定的、例外的に道府県に事務を残す場合は、条例等で明確化。

(3) 特別自治市創設による周辺自治体への影響

- ・財政調整は地方交付税制度が機能する。歳入の超過が顕著な市が生じる場合には、暫定的に市が徴収する税の一定割合を道府県に交付するなどの財政調整制度を検討。
- ・事務調整は協定、協議会、広域連合等で対応可能。

3 最後に

- ・「実質的に特別市（仮称）に近づける」という方向性は十分理解。
- ・法律上も含め、指定都市の位置づけ、事務権限や税財源の明確化。
- ・大都市制度のゴールとして、引き続き特別自治市制度の検討をお願いしたい。